

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

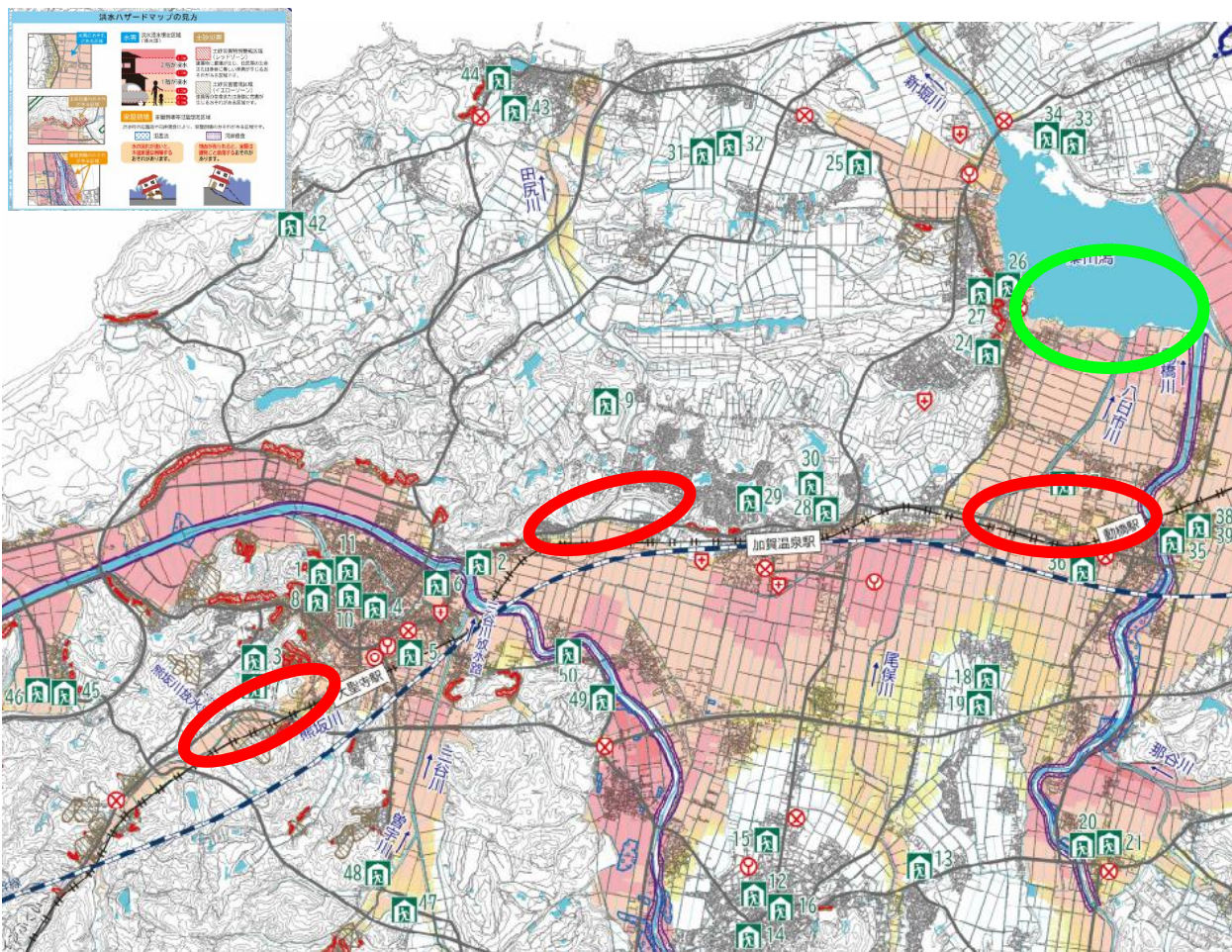
加賀市は石川県最南端に位置し福井県と接している。西側は日本海に面し、東・南部は山となっている。市内には加賀商工会議所と山中商工会が併存しており、本計画については加賀商工会議所管内における事業について記載する。

- 地域の災害リスク（赤枠は製造業集積地、緑枠は宿泊業・飲食サービス業集積地）  
（洪水：ハザードマップ 令和6年3月作成 加賀市）

※1平成27年5月の水防法の改正により、浸水想定区域の前提となる降雨条件は、従来の「計画規模」の降雨から「想定し得る最大規模」の降雨に変更された。

※2令和3年7月の水防法の改正により、洪水浸水想定区域図の作成対象に小規模河川等が追加された。

※1、※2から洪水ハザードマップの浸水想定区域の範囲が広域化している。



当市のハザードマップによると、機械部品工場が立地する大聖寺地区および動橋地区、温泉旅館が立地する柴山瀉周辺を中心に洪水浸水想定区域に指定されている。

(津波：ハザードマップ)

## 津波ハザードマップ



当市のハザードマップによると、機械部品工場が立地する大聖寺川下流地区および飲食サービスの橋立港以北の海岸沿い、温泉旅館が立地する柴山潟周辺域が津波浸水想定区域に指定されている。

※令和8年3月に津波ハザードマップ更新予定（津波浸水想定区域変更あり。）

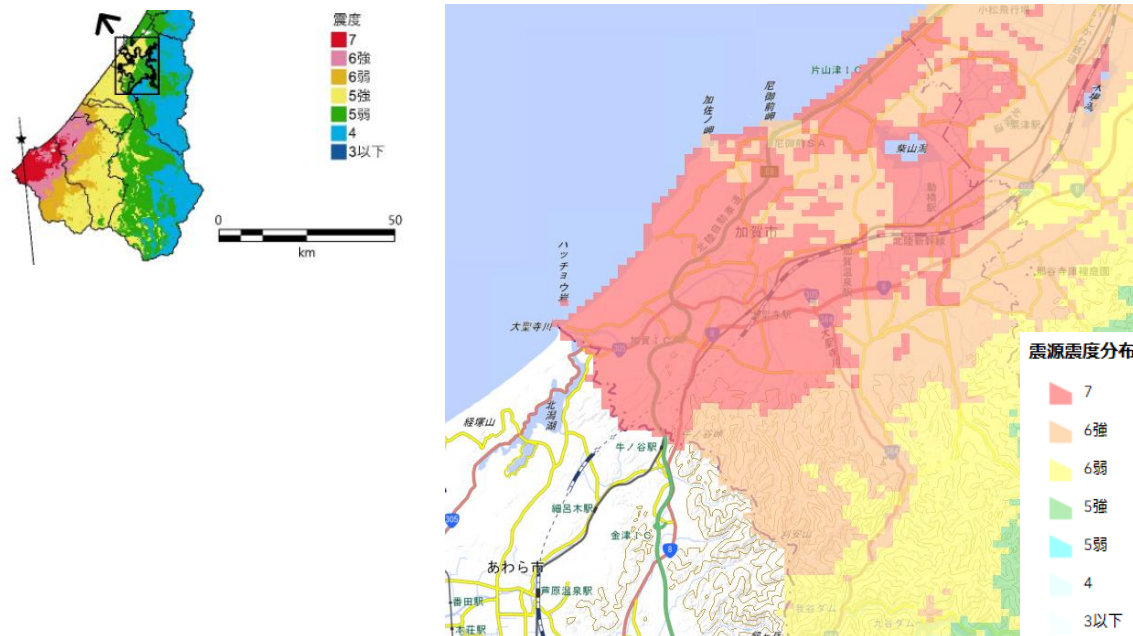
(土砂災害：SABO アイ)

## 土砂災害ハザードマップ



石川県土砂災害情報システム (SABO アイ) によると、温泉街の広がる山中温泉地区や漆器産業を生業とする別所地区などの山間部を中心に土砂災害警戒区域が広く分布している。

#### 石川県 HP 石川県地震被害想定調査結果 (令和 7 年 5 月公表)



加賀市が一番甚大な被害を受ける想定は、福井平野東縁断層帯主部 (加賀市沖から福井市美山町にかけて南北に延びる約 45km の活断層帯) の北側が震源の場合 (マグニチュード 7.6、最大震度 7) である。加賀市のほぼ全域が震度 6 弱以上であり、今後 30 年以内の発生確率は、ほぼ 0%~0.07% と予測されている。

#### (地震被害)

先の能登半島地震では、潮津町、湖城町、及び干拓町は、液状化による道路、家屋の損壊、電柱の傾きがみられた。また、豊町は溜池の損壊により道路寸断 (令和 7 年 10 月 1 日開通) があった。

#### (感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。特に宿泊業や飲食サービス業が多い山代温泉・片山津温泉周辺地域については、観光客の往来により高い感染リスクがあると考えられる。

#### (その他)

市内に多数の農業用ため池があり、大雨や地震の際は注視が必要となる。  
2018 年 2 月の豪雪により福井県との交通が 1 週間近く途絶した。

● **加賀商工会議所管内の商工業者の状況（R7.4.1 現在）**

管内においては、温泉周辺に宿泊業・飲食サービス業、IR いしかわ鉄道沿線に機械部品製造業が多い。

具体的には、山代温泉地区や片山津温泉地区をはじめとする温泉観光地には宿泊業・飲食サービス業が、IR いしかわ鉄道が走る大聖寺地区、動橋地区においては、機械部品等製造業が集積し、さらに別所漆器団地に伝統工芸品類の製造業、山代地区宇谷野工業団地には、菓子製造業、橋立地区には、機械製造業が集積している。

商工業者数 3,560 人

うち小規模事業者数 3,055 人

<内訳>

業種	商工業者数	うち小規模事業者数
卸売業・小売業	734	630
製造業	608	530
建設業	572	542
宿泊業・飲食サービス業	558	416
生活関連サービス・娯楽業	418	289
その他	670	648
合計	3,560	3055

（出典：加賀商工会議所作成「加賀商工会議所管轄事業所名簿」

加賀商工会議所作成「小規模事業者名簿」

● **これまでの取組**

**当市の取組**

- 地域防災計画の策定・見直し
- 市総合防災訓練の開催、地区・町防災訓練及び小学校等の防災授業支援
- 避難所の生活環境の改善（生活空間、空調設備、トイレ環境等の整備）
- 防災、感染症対策備品の備蓄、備蓄計画の見直し
- 都市間及び企業等との災害応援協定の締結

**当所の取組**

- 事業者 BCP に関する国の施策周知
- 事業者 BCP 計画策定セミナーの開催および個別相談会
- 日本商工会議所ビジネス総合保険加入促進
- 会館内の防災訓練への参加（㈱北國銀行他業界団体と共同実施）
- 地震発生時の身を守るための安全行動を訓練する「県民一斉防災訓練（シェイクアウト石川）」への参加

**当市、当所共同の取組**

- 「加賀市防災協議会」への参加
- 当市が実施する防災訓練参加

**当会の令和6年能登半島地震への対応**

- 地区内事業者の被害状況の調査
- 地区内事業者の特別相談窓口の設置及び支援
- 被災した商工会議所への応援支援

## II. 課題

### ● 小規模事業者における災害リスクに対する危機意識の醸成

当地域は、自然災害が全国的に比較して少ないという認識のもと、事業者の危機意識は他の被災地や全国地域と比べて低かった。しかし令和6年に発生した能登半島地震を契機として、その認識を改める必要があることが明らかとなった。先の地震においては、加賀市は震度5強となっており一部地域において地盤沈下などが発生している。加えて今後石川県内や周辺における活断層における地震リスクがあるため、今後の備えが必要である。

また、平成30年の豪雪についても、国道8号線の渋滞や北陸自動車道の一時不通などに伴って、物流の停止など、小売業や飲食業をはじめとして観光業や製造業についても大きな影響を受けることとなった。冬期以外にも近年は100年に1度の雨が数日の内に降るなどの線状降水帯に対しても、警戒が必要である。

これらの経験を踏まえ、市内事業者においてもBCP計画の重要性について再認識されてきてはいるが、特に小規模事業者においては、リスクの矮小化や計画策定に手が回らない、優先順位が低いなどという現状があるため、今後加賀市にはどのような災害リスクがあるかについて再認識し、災害リスクへの備えについて、事業者間の連携を密にすることによって、災害時の対応力を高めることが求められる。

### ● 市との連携・市内業界団体との連絡体制

当所は平成30年の事業継続力強化支援計画を元に、当市との連携体制の構築に努めてきた。この連携により、令和6年能登半島地震においても、事業者の被災状況の早期把握や、事業者に対する各種支援事業に必要な罹災証明書や被災届出証明書の早期発効にできるようになった。この連携体制の強化は、被災後の復旧・復興プロセスにおいても、特に小規模事業者が迅速に復旧し、必要な支援を受けることによって、迅速に事業を再開できる環境を整えるためにも重要である。

今後も当所と当市は連携を一層強化し、さらなる災害リスクへの備えとして、継続的な防災や減災の取組を推進していく所存である。

### ● 平時・緊急時対応におけるノウハウやスキル不足

前回の事業継続力強化支援計画の推進において、毎年職員および事業者向けにBCP（事業継続計画）に関するセミナーを実施し、防災に関する基礎的な知識を身につけた上で、必要な保険加入や平時における事業の優先順位付けなどについて学ぶ機会を設けた。しかしながら令和6年能登半島地震においてはその通りとはならず、平時に策定した計画が甘く、特に緊急時対応におけるノウハウやスキルの不足を痛感した。

そのため、今後も継続してセミナー等知識の充実とともに、リスクファイナンス対策としての保険の必要性なども含め、さらなる職員のスキル向上を図る必要がある。

## III. 目標

当所と当市が連携し、来る自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援するために、以下の目標を掲げる。

- 事業者BCPの策定推進のために、年1回BCP関連セミナーを開催する。
- 平時より事業者に対して、BCP（事業継続力強化計画）の策定について、会報やホームページ等で推進をする。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 平日・休日を問わず発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と関係機関（県・市・商工会連合会・商工会議所連合会など）との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。

**\*その他**

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

**I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和11年3月31日）**

**II. 事業継続力強化支援事業の内容**

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

**(1) 事前の対策**

**1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知**

管内小規模事業者に対するBCP計画の必要について普及・啓発を目標として、下記の活動を行う。

**① ハザードマップによるリスク周知**

当所が平時巡回経営指導時に、BCP取組状況チェックリストによる現状分析やハザードマップ等を用いながら、事業立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険加入等）について説明する。

**② 広報等による啓発活動**

当所会報・市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策紹介や、リスク対策の必要性、事業BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。また、損害保険概要についても紹介する。

**③ 事業者BCP策定に関する支援**

当所が小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な事業継続力強化計画をはじめとする簡易的なものを含む）の策定による取組の推進や効果的な訓練等について経営指導員等が指導及び助言を行う。また、事業継続の取組に関する専門家を招き、BCP普及啓発セミナーや行政の施策紹介等を実施する。

**④ 感染症対策に対するリスク周知**

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。また事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

**2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成**

当所は令和元年度に作成し、随時見直す。

### 3) 関係団体との連携

#### ① BCP 等セミナー・損害保険・個別相談会の開催

当所が連携する損保会社等に依頼し、当所職員・会員事業所以外も対象とする BCP セミナー、損害保険の紹介、個別相談会等を行う。感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### ② 市内業界団体との連携体制構築

当所が市内業界団体との意見交換および緊急時における連携体制の構築をする。

### 4) フォローアップ

#### ① 小規模事業者へのフォローアップ（当所）

BCP 策定支援をした小規模事業者の BCP 取組状況確認をする。

#### ② 本計画のフォローアップ（当所、当市）

「加賀市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市等）」を開催し、状況確認や改善点について協議する。

### 5) 当該計画に係る連絡体制確認の実施

#### ① 訓練の実施（必要に応じて実施）（当所、当市）

自然災害（マグニチュード 7.44 程度の地震や橋立に 10.8m の津波が到達等の災害を想定）が発生したと仮定し、当所との連絡ルートの確認を行う。

## (2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認（当所、当市）

#### ① 職員の安否確認

発災後 12 時間以内に職員の安否確認報告を行う。また SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否について、当所と当市で共有する。

#### ② 所内設備の点検・確認

所内の水道・ガス・電気設備の点検、天井や床、ガラスの破損や落下の危険がないか確認を行う。

#### ③ 感染症流行等の場合

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、加賀市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定（当所、当市）

#### ① 方針の決定

当所と当市の間で、県・商工会連合会・商工会議所連合会とも情報共有しながら被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤するなど

#### ② 役割分担の決定

職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

③ 被害状況の把握

被害情報については市内業界団体をはじめとする連携する者等と大まかな被害状況（道路・建設物等）を概ね24時間以内に共有する。

④ 感染症流行等の場合

当市で取りまとめた「加賀市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

被害規模の目安は以下を想定（判断基準）

被害規模	被害状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>管内地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急相談窓口の設置</li> <li>被害調査・経営課題の把握</li> <li>復興支援策を活用するための支援業務</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>管内地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急相談窓口の設置</li> <li>被害調査・経営課題の把握</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>目立った被害の情報がない。</li> </ul>	特に行なわない

\*なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

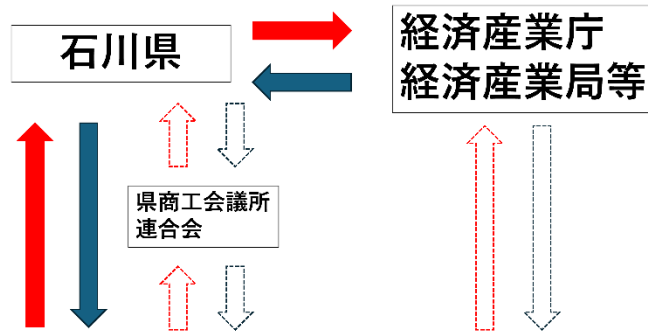
本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発災～14日目まで	1日に2回程度（9時・16時）共有する
15日目～60日目まで	1日に1回程度（9時）共有する
61日目以降	週に2回程度共有する。

(3) 発災時における指揮命令系統・連絡体制（当所、当市）

1) 指揮系統・連絡体制

平日・休日問わず自然災害等、区域内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる下記の仕組みを構築する。



### 商工会議所および加賀市

2) 二次被害を防止するための被災地域での活動等行うことの決定

加賀市事業継続力強化支援協議会にて被災地域内での活動を定める。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

当所と当市は相談窓口や巡回において被害状況の確認を行い、被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、自然災害発生から、おおむね3日以内に、県の指定する様式(別紙1)にて、地区内事業者の被害額の算定を行い、当会と当市で共有する。

被害の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口や電話による被害状況確認</li> <li>・ 巡回による被害状況確認</li> </ul>
被害額の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罹災証明申請書に新たに被害状況や被害額記載欄を設け、被災事業者から被害情報を収集。</li> <li>・ 被害額算出においては項目に分け、ヒアリングや減価償却表等を元にする。(建物、機械設備、車両重機、什器備品、商品原材料等)</li> </ul>

4) 共有した情報の県等への報告方法

当所と当市が共有した情報を、石川県の指定する方法にて当所または当市より石川県へ速やか報告する。

5) 感染症流行の場合

国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を石川県の指定する方法にて当会又は当市より石川県へ報告する。

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援(当所、当市)

1) 窓口の設置

緊急相談窓口の設置方法について、県および当市と相談する。相談窓口は安全性が確認された場所において、設置する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)

2) 被害状況の把握

地区内小規模事業者等被害状況の詳細を確認する。

3) 支援施策等の情報発信

応急時に有効な被災事業者施策(国や石川県、加賀市の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

4) 感染症の場合

感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

**(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援（当所、当市）**

**1) 支援方針の決定**

石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

**2) 被災地のみでの対応が困難な場合**

被害規模が大きく、当所の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。

**3) 被災地への応援派遣**

当所の被害が小さく、登記職員の応援派遣が可能な場合は、被災商工会、商工会議所、県、商工会連合会、商工会議所連合会などからの求めに応じて、被災地への応援派遣を行う。

**4) 支援について**

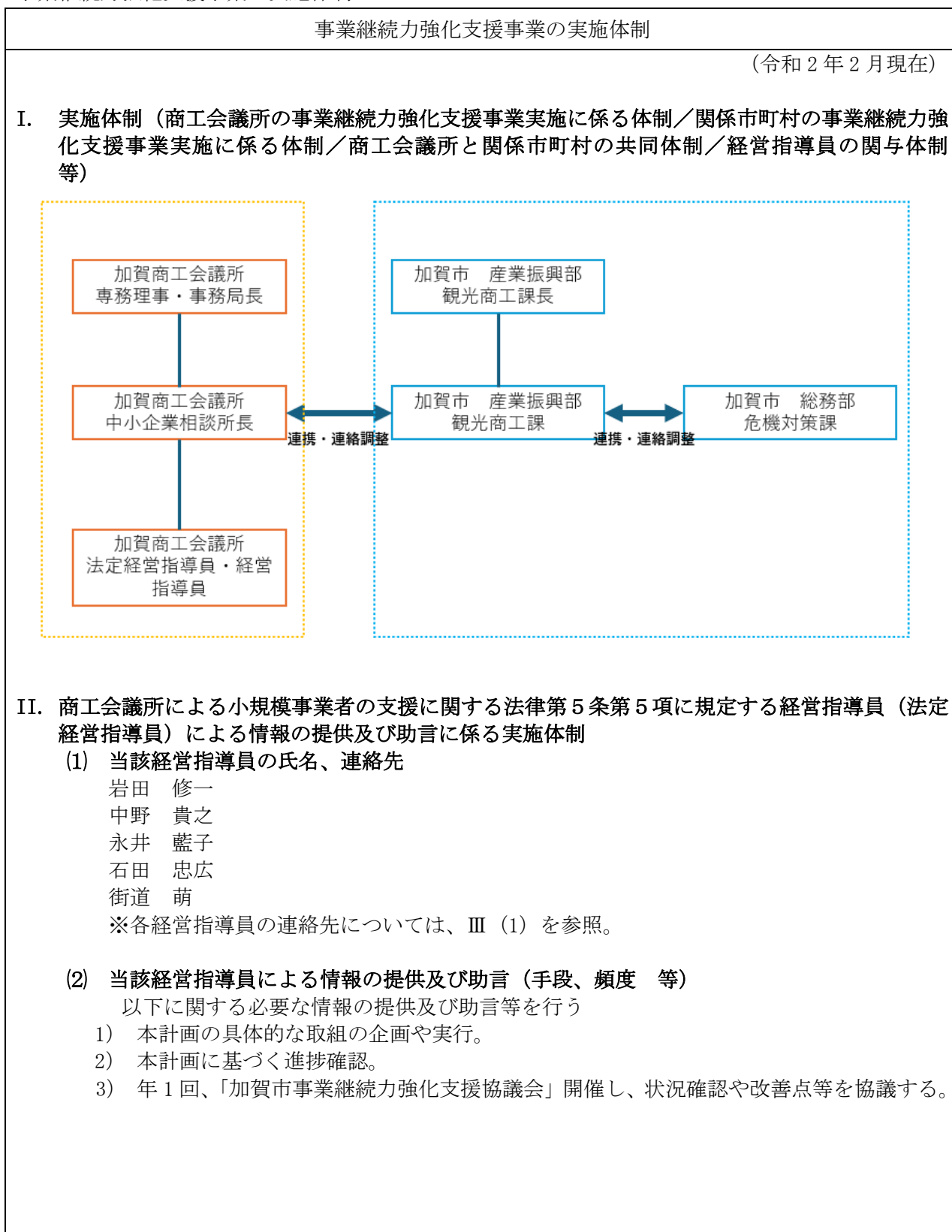
発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）について、国の機関や石川県等を通じて当所・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。（例：上述相談窓口等を活用し情報提供を行う）

**\*その他**

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに石川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



### III. 連絡先

(1) 加賀商工会議所 経営支援課

〒922-8650

石川県加賀市小菅波町1丁目130番地クロスガーデン加賀3階

TEL : 0761-73-0001 (090-2122-5009) FAX : 0761-73-4599

Mail : [consult@kagaworld.or.jp](mailto:consult@kagaworld.or.jp)

(2) 加賀市役所 産業振興部 観光商工課

〒922-8622

石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地

TEL : 0761-72-7940 FAX : 0761-72-7991

Mail : [shoukou@city.kaga.lg.jp](mailto:shoukou@city.kaga.lg.jp)

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
専門家派遣費	150	150	150	150	150
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	300	300	300	300	300
パンフ、チラシ 作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
加賀市補助金、石川県補助金、事業収入、加賀商工会議所会費収入 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等